

「佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の素案に対する意見募集の実施結果

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

平成26年12月1日（月）～平成27年1月5日（月）

(2) 素案の公表方法

- ①市ホームページへの掲載
- ②市役所市民ホール行政閲覧コーナーに閲覧用として設置
- ③生活環境課窓口閲覧用として設置
- ④各支所生活環境係窓口閲覧用として設置
- ⑤市広報紙、FMさくいだいら、佐久ケーブルテレビによる周知

(3) 意見募集方法

- ①郵送
- ②電子メール
- ③ファックス
- ④生活環境課、各支所生活環境係へ持参

2 意見募集の結果

(1) 提出された意見

4件1名

(2) 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

別紙のとおり

意見の概要と市の考え方

お寄せいただいた意見の概要及びそれに対する市の考え方は、以下のとおりです。

項目	番号	意見（質問）の概要	市の考え方
1	1	<p>1. 市施設で受け入れしていない一般廃棄物について 例えとして、自転車を取り上げます。 市の「家庭系ごみの分別表」によれば、一般家庭から廃棄される自転車はゴミステーションに出せず、民間の処理施設に自分で持ち込むこととなっています。</p> <p>1) 法的な理解 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃掃法と略）によれば、一般廃棄物を市が収集し、これを運搬し、及び処分することとなっています。（法第六条の二） ここで一般廃棄物には自転車も含まれるはずですが。 市が上記のことを行わないことは、どのような法的理解から成り立っているのでしょうか？</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、市町村が一般廃棄物処理基本計画を定め、区域内の一般廃棄物を適正に処理することとなっています。</p> <p>この中で、市の処理施設、処理能力等の事情により処理できない一般廃棄物については、市は民間業者に許可を与えて処理をお願いしています。</p> <p>これにより、指定袋に入らないごみや資源物（埋立ごみは直接搬入可能）は、直接市民のみなさんに市の許可を受けた民間施設に搬入していただいています。</p> <p>上記を踏まえ、本文 P51 に適正処理困難物について明記します。</p>
	2	<p>2) 処理費用について 市の許可を得た一般廃棄物処理業者が市民から受け取る、収集及び運搬並びに処分費用は、市が条例で定める費用を超えて徴収できないこととなっています。（法第七条 1 2 項）市が費用を定めている条例をお示しください。</p>	<p>法第 7 条 12 項については、市町村が直営（委託を含む）で処理する一般廃棄物処理事業に関し、徴収する手数料を条例で定めた場合に、市町村が直営で処理する場合と、許可を受けた一般廃棄物処理業者が独自処理する場合とで、市町村住民に手数料の不公平をきたさないように料金の最高額を定めたものであります。</p> <p>佐久市では指定袋に入らないごみや資源物は、市が直営で処理できないため、市が許可を与えた民間業者で処理を補完しています。</p> <p>この場合、市が処理していない一般廃棄物の処理手数料を、条例で定めることはできないため、市では条例で処理手数料を定めてはおりません。</p>

3	<p>3)一般廃棄物排出量について</p> <p>ごみ処理基本計画（素案）には、現状及び将来の一般廃棄物排出量が記載されています。</p> <p>ここには、上述の自転車のように、民間施設に直接持ち込まれているものも計上されているのでしょうか？</p> <p>また、地域で行われている集団回収（例えば、中学校のPTAが中心になって行っているアルミ缶回収）の廃棄物は計上されているのでしょうか？</p> <p>誰がどこで処分したこと関係なく、市内で発生する一般廃棄物の排出量を示さなければ意味がありませんので、計上されるべきと考えます。</p> <p>また計上されていないとすれば、P11に記載している「全国の平均値、長野県全体と比較すると少ない排出量となっています。」は意味を持たないのではないのでしょうか？</p> <p>（他市町村の収集形態を調べたわけではありませんが、自転車を市が収集している例はあると思います。有償/無償は別の話です。）</p>	<p>本計画では、佐久市が行っている収集及び処理処分に限り把握をしています。</p> <p>ご指摘の集団回収や許可業者の直接回収などは市を介さずに様々なルートで回収され、処理処分や資源化がされていることから、すべての回収ルートにおける量の現状把握は大変困難な状況であります。</p> <p>市が把握している一般廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・適正処分等を計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、これらを具体化するための施策等を本計画でとりまとめています。</p> <p>P11では全国の平均値、長野県全体との比較を行っています。全国では佐久市と同じように集団回収や別ルートでの処理を計上していない自治体もあれば、集団回収を含めた量を計上している自治体もありますが、佐久市ではあくまでも参考として比較し、市の現状を説明しております。</p>
2	<p>4</p> <p>2. 容り法該当以外のプラスチックについて</p> <p>現在、容り法に該当しないプラスチックは埋立ごみの扱いになっています。</p> <p>新施設稼働後はこれを可燃ごみとして収集することを希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それにより埋立ごみが減少し、最終処分場を延命化できます。 ・ごみのカロリーが増し、ごみ発電の増加に寄与します。 ・家庭内での分別の手間が減ります。 ・家庭内での洗浄の手間が減り、また上水、下水の負荷も減ります。 <p>（例えば、現在はマヨネーズのボトルを埋立ごみで臭わないように洗浄してます）</p>	<p>新クリーンセンターの稼働に合わせ、焼却対象ごみの再検討を行うこととしています。</p> <p>今まで埋め立て処分していた可燃性の埋立ごみについても、検討対象としています。P47-イ</p>